

## 東村山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

平成12年3月24日

規程第36号

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人東村山市社会福祉協議会が開設する東村山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、基本チェックリストにて該当となった事業対象者、要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスを提供することを目的とする。

### (指定訪問介護運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業運営の方針)

- 第3条 事業所の訪問介護員等は、基本チェックリストにて該当となった事業対象者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者の自立を支援し、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、利用者のできることは利用者が行うこと

を基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 東村山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- 2 所在地 東京都東村山市野口町1丁目25番地15

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び第一号訪問事業相当計画の作成・変更、サービス担当者会議への出席、他事業者等との連携、訪問介護員に対する研修、その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施するとともに、自らもサービスの提供にあたる。

- 3 訪問介護員等 52名（うち常勤職員3名、非常勤職員49名。常勤職員3名はサービス提供責任者と兼務）

訪問介護員等は、指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスの提供にあたる。業務の状況により、人数は増・減員することができるものとする。

- 4 事務職員 2名（非常勤職員2名）

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。ただし土曜日、祝日は、

午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 サービス提供時間 月曜日から土曜日の午前7時から午後7時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 1 身体介護に関する内容
- 2 生活援助に関する内容

(介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の内容)

第8条 第一号訪問事業相当サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 訪問型サービスⅣ…1週に1回程度
- 2 訪問型サービスⅤ…1週に2回程度
- 3 訪問型サービスⅥ…1週に2回を超える程度

(利用料等)

第9条 指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 300円
- 2 事業所から、片道おおむね5キロメートル以上 500円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東京都東村山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問介護員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び第一号訪問事業相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について訪問介護員等に周知する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第19条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修
- 2 継続研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人東村山市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- (施行期日)
- 1 この規程は、令和5年10月17日から施行する。
  - 1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。